

第 83 回

愛知県消費生活審議会会議録

平成 30 年 11 月 12 日
於 愛知県議会議事堂 1 階ラウンジ

愛知県県民文化部県民生活課

目 次

会議録（要旨）	1
次 第	23
配付資料一覧	24

1 開 会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから平成30年度第2回愛知県消費生活審議会を開催いたします。

議長へ引き継ぐまでの進行役を、私、県民生活課長の伊藤が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、柳原会長からごあいさつをお願いいたします。

2 あいさつ

○柳原会長

会長の柳原でございます。

本日は、平成30年度第2回愛知県消費生活審議会に、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本審議会では、これまで愛知県の消費者行政に対して様々な提言を行っており、その内容を数多く活かしていただいているところでございます。

7月に開催しました第1回の審議会におきましては、現行の「あいち消費者安心プラン2019」の実施状況の確認・評価について御審議をいただき、また、事務局からは、次期計画の策定スケジュールの説明がありました。

本日は、次期計画のあり方についての諮問が予定されております。委員の皆様から様々な御意見をいただき、県民が安全で安心できる消費生活を確保するため、将来を展望した答申に結び付けてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

ありがとうございました。

続きまして、鳥居県民文化部長からごあいさつ申し上げます。

○鳥居県民文化部長

皆様、おはようございます。

愛知県県民文化部長の鳥居でございます。

本日は、大変お忙しい中、愛知県消費生活審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の消費者行政の推進に、格別の御理解と御協力をいただいております。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、これまで、消費生活審議会からは、数多くの貴重な御提言をいただき、本県の消費者施策に反映してまいりました。

とりわけ、現行プランである「第二次愛知県消費者行政推進計画」の策定に当たっては、本審議会において、その基本的な考え方など、幅広く御審議いただいたところでございます。

この計画に基づき、関係部局と連携しながら、消費生活に関する様々な施策を、総合的、計画的に推進してまいりましたが、現計画は、来年度が5年の計画期間の最終年度となります。

このため、今後、次期計画策定に向けた取組を進め、平成32年3月には、次期計画を策定してまいりたいと考えております。

消費者を取り巻く環境は刻々と変化しておりまして、高度情報通信社会の進展に伴う新たな消費者問題や、成年年齢の引下げを見据えた若年者の消費者被害の防止、また国連が採択した「持続可能な開発目標 SDGs (エス・ディー・ジーズ)」の達成に資する消費者施策の推進など、現計画策定時にはなかった新たな課題にも目を向けながら、現行計画を検証し、さらに国の次期「消費者基本計画」も踏まえ、次期計画をつくってまいりたいと考えております。

どうか委員の皆様方におかれましては、それぞれ専門のお立場から、様々な御意見を賜りたいと存じます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

審議会の定足数につきましては、本日は、20名の委員の内19名の御出席をいただき、過半数の方の御出席をいただいておりますので、会議の定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に皆様にお送りさせていただいており、参考資料につきましては机上配布しております。

資料1から3につきましては、本日御持参されなかった方がおみえになりましたらお知らせください。

愛知県消費生活審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、柳原会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○柳原会長

承知いたしました。

3 議 事

(1) 諮問

○議長（柳原会長）

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、愛知県消費生活審議会運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、作田委員と平野委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

では、さっそく議事に入りたいと存じます。

議事（1）の、審議会への諮問でございます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（県民生活課長）

本日は、「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」審議会に諮問させていただきます。

鳥居県民文化部長から柳原会長に諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

（鳥居部長、柳原会長の前まで進み、諮問書を会長へ手渡す）

○議長（柳原会長）

ただ今、鳥居県民文化部長からいただきました諮問書の写しを、用意ができましたら、委員の皆様へ配付してください。

（事務局職員、諮問書の写しを配付）

(2) 審議計画

○議長（柳原会長）

これから、このテーマについて審議していくわけですが、その審議計画案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小野田主幹）

（資料1に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ただいまの事務局からの説明に関しまして、何か御質問、御意見がございましたらどうぞ。

○小川委員

参考資料4について教えてほしいのですが、左上に、EC化率の経年推移というのがあります。これがどういうものか、教えていただきたいです。

もう一つは、右下のSDGsで、倫理的消費、エシカル消費とありますが、これについても教えていただきたいです。

○事務局（小野田主幹）

左上のデータは、経済産業省の資料からとっておりまして、「平成29年度 我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」という資料からの数値でございます。

右下のSDGsで出てきた倫理的消費、エシカル消費は、消費者の側がどういった商品を買うか、また、どういった消費行動をするかを、「環境や社会に与える影響」を考えながら行っていく、というものでございます。

○事務局（県民生活課長）

補足させていただきます。

EC化率ですが、このグラフを見ますと、取引額が2017年に16兆円ということになっております。だいたいのアバウトなもので申し訳ありませんが、GDPに占める消費の額が300兆円くらいですので、電子商取引額の16兆円割る300兆円で、

だいたい5%から6%というふうに、認識しております。

○柳原会長

よろしいでしょうか。

次の方、どうぞ。

○作田委員

作田です。教えていただきたいのですが、同じく参考資料4の右側にある「国際化の進展」で、外国人の方が増加しつつあるということで、いろいろなトラブルが増加しているということですが、具体的にはどんなトラブルがあるのでしょうか。

最近私の周りで、何件か交通事故を起こした方がいらっしゃって、対外国人で、被害に遭われたのが日本人なんです、相手が日本人であれば自賠責保険などに入っているのですが、海外の方で保険に入っていないので、結局自分の保険で処理しました、ということがありました。

○事務局（奥村主幹）

私どもは、消費生活総合センターで消費者の方々の相談を受けているわけですが、日本語が全く通じない外国人の方からの相談というのは、実際は、年間に数件程度の問い合わせに留まっておりまして、実態の把握ができていないという状況でございます。

潜在的には、御指摘のような生活上の様々な契約に伴うトラブルが生じているところだと思えますが、そういった場合には、基礎自治体の市町村の生活支援窓口や、あとは国際交流の窓口などに相談をされている、というふうに聞いております。そういった部局からの問い合わせについては、消費生活総合センターで対応しております。

○事務局（県民生活課長）

1点、補足させていただきます。

県内での外国人の相談件数が、それほど多くないということと、資料のところ、「外国人に関する消費生活相談」が2015年で373件というのは、整合性が取れないかと思われるかもしれませんが、この373件というのは全国の数字です。

ですから、全国で373件ということは、47都道府県で割りますと、大体本県と同

じような状況です。ただ、そうは言っても、先ほど御説明しましたとおり、相談するような内容が無いのか、あるいは相談が潜在化しているのか、そういったところが課題になっておりました、今後検討していく必要があるのではないのかということで、御提示させていただいているところでございます。

○犬塚委員

全国消費生活相談員協会の犬塚と申します。

実際相談を受けている立場といたしまして、外国人からの相談も、やはり何件かはありまして、「契約書が読めない」という人が多くて、賃貸ですとか、携帯電話など通信の契約のトラブルの相談は、実際によく入っております。携帯電話の契約ですとショップの外国語が話せるスタッフが対応することもあるかと思いますが、賃貸契約ですと日本人でもなかなか契約書の内容が理解できないのに、外国人だと、書いてある文字が読めないなどのトラブル事例が入っております。

○議長（柳原委員）

ありがとうございます。

その他、御意見、御質問等がありますか。

○宮木委員

宮木です。消費生活センターへの要望でもよろしいでしょうか。

過去3度、消費生活センターへ相談したことがあるのですが、その中で、高齢で一人暮らしの母に代わって、外貨建変額個人年金保険について市の相談センターへ相談したところ、その時の相談員は、保険に関しては専門ではないということで、すぐさま保険協会の窓口を案内されただけでした。その後、この件に関して、保険協会のADRを利用したりしたのですが、個人で保険会社と交渉するのは大変で、分からないことだらけでした。

前回の審議会で、県は専門性の高い相談に特化しているということをおっしゃっていたので、市町村ではなく県の窓口で相談していたら、保険について詳しい専門の相談員の方から助言が受けられ、少しは違った道筋を得られたのではなかったのか、という思いがありました。

一般消費者としては、県と市町村の相談センターの違いが分からないので、電話を

掛けた先が違うことにより得られる助言が違ってくるのは、何とかしていただきたいなという思いがあります。また、同じ相談を県と市の両方にするというのは、病院のセカンド・オピニオンのようなものかと思っていましたが、それは「受けられない」と言われました。何か事情があるかとは思いますが、県と市の両方で相談ができるようなことも、検討していただければと思います。

また、市町村の相談センターが100%近くまで設置されたことは承知しておりますが、開設時間や日数が短かったりするところもあると聞いております。県と市町村のわかりやすい区別や相談員のレベルの平準化をお願いしたいと思っております。

○事務局（奥村主幹）

御意見ありがとうございました。

1点目ですが、御指摘のとおりだと思いますので、県と市町村がよりよく連携を取り合って、例えば市町村で難しい案件は、県へ相談いただくという制度になっておりますので、そういった運用をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

それから、愛知県の消費生活総合センターでは、市町村の相談業務時間外、例えば土日などにも相談を受ける体制を整えております。そういった意味で、市町村の補完をするという位置付けにもなっておりますので、こういったことを県民の皆様によりよく周知できるよう、これからも努めてまいりたいと思っております。

○平野委員

平野と申します。

前回の7月30日以降に、消費者被害の未然防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークにつきまして、何か動きや進展がありましたら知りたいなと思い、質問させていただきました。よろしく願いいたします。

○事務局（奥村主幹）

見守りネットワークは御存知のとおり、平成28年の消費者安全法の改正でできた取組でございます。まずは県で、平成28年度に協議会を作り、平成29年度に活動を始めたということもあり、平成29年度の市町村の設立はまだゼロということでしたが、平成29年度を取組みを踏まえて、今年度7つの市町村でネットワークが構築されているという状況でございます。

○議長（柳原会長）

その他、御質問や御意見はいかがでしょうか。

○吉田委員

参考資料4の中にはないのですが、最近私の仕事場に何件か問い合わせがあるので伺います。成年後見を望まれる方が増えてまいり、それを支えるにあたって、弁護士の方はもちろんですが、NPOも県内にいくつかあると思いますが、やはり地域によっては支援の体制が薄い場合もございます。NPO等に連絡して御紹介をしたり相談をしているのですが、なかなか手一杯で人材も不足しており、お断りをするこゝもあるし、1件に大変時間が掛かることもあります。そういった方々の要望もあるということをご認識していただいて、成年年齢の引下げとともに、そういったこともお考えになっていただけたらと思います。

○事務局（奥村主幹）

成年後見制度につきまして、私ども総合センターに関係の相談が入った際には、場合によっては県の弁護士会さんと連携を取りまして、速やかに対応をしていただけるような話し合いを持つ、ということをしております。各地域におきまして、県の弁護士会さんの支部の各窓口がございますので、そういったところと連携を図ってやっております。このようなことも、更なる周知・啓発をしていければと思っております。

○吉田委員

全てではないと思いますが、市町村によっては、成年後見制度を正しく行っていないところもあるという情報もありますので、その辺の精査をしながら、消費者被害というものに絡めて、お考えいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

御意見ありがとうございました。

高齢者見守りネットワーク、これは、高齢者や障害者の方を見守るネットワークということで、先ほど主幹が説明しましたとおり、県内で7市が設置済みということで

ございます。本県におきましても、弁護士、司法書士の方々にも入っていただき、いろいろな意見をいただいております、いま吉田委員が言われたような成年後見制度によって、法的な見守りをやっていくべきという御意見もございます。こういった見守りネットワークが市町村でつくられることによって、いろいろなお知恵をいただくことができると思いますので、引き続き高齢者等の見守りネットワークの設置を働き掛けていきたいと考えております。

○議長（柳原会長）

よろしいでしょうか。

その他に、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○杉浦委員

杉浦と申します。

成年年齢の引下げにより、これから子供たちがものすごく消費者被害に遭うのではないかという懸念がございます。

わたくしは消費者検定を受けまして、様々な消費者の勉強をさせていただいたのですが、ものすごく範囲が広くて、なかなか理解ができない状況が続いております。このようなことを思うと、若い人達、まだ世間のいろいろな契約を知らない人たちが契約を結ぶにあたって、しっかりとそういう教育ができるのかということがものすごく不安に思います。これから特に高校生は、きちんと勉強をしていかないと、多くの被害に遭うのではないかということを思っておりますので、是非その辺りの消費者教育をしっかりと進めていただきたいと思います。

○事務局（県民生活課長）

御意見ありがとうございます。

成年年齢の引下げが2022年度からということで、18歳で成人になる人たちに、今から消費者教育を充実・強化していかなければならないということがあります。民法の改正に伴っていろいろな附帯決議がついておりまして、消費者被害を防止するようということになっており、消費者庁、文部科学省、金融庁等とが連携して若年者の消費者教育を充実・強化していくというアクション・プログラムというものを作りました。消費者庁が「社会への扉」という消費者教育・啓発の副読本を作っ

ており、プログラムでは、全国全ての高校において、この「社会への扉」を活用した消費者教育を行っていくという目標を掲げております。

本県におきましても、以前から教育委員会と連携しまして消費者教育に取り組んでいるところでありますが、成年年齢の引下げによって、未成年取消権が行使できなくなる18歳、19歳に消費者被害が及ぶ恐れがあるので、契約の基本的な考え方や、消費者トラブルになった時にどういったところへ相談するかといった基本的なことを、高等学校の授業の中で教えていただくよう、教育委員会と連携して取り組んで参りたいと考えております。

○真山委員

真山と申します。お願いします。

ただ今の説明で、全ての高校で「社会への扉」を使った教育を推進するということは理解できたのですが、高等学校に進む生徒が全てとは限りません。

専修学校や就職といった、高等学校に進まない生徒についてもフォローをしていくということが、大変大事だと思います。

高等学校だけでというよりも、義務教育期間である中学校の、例えば家庭科の授業で少しずつ、いっぺんに教育しても、教育というのは浸透していきませんので、年間3時間から5時間程度の授業を確保していくというような取組をしていくことで、中学校から即座に社会へ出ていく生徒も、ある程度の基礎知識を得ることができるのではないかと考えますので、高等学校のみというよりは、義務教育期間に消費者教育の基盤を整えていくような、そういった取組をしていくべきだと思います。

○事務局（県民生活課長）

ありがとうございます。いま御指摘いただいたとおりだと思っております。高校に入学する子どもばかりではありませんので、高校でも県立学校、私立学校、専修学校と種類があり、また、就職する方もおみえになります。まずは、早期の教育、義務教育の小学校、中学校においても、その年齢に応じて消費者教育の内容を変えていけばいいかと思っておりますので、学校、教育委員会と連携してそういった消費者教育に取り組んでいければと考えております。また、そういったことに対する御意見、例えば中学校で消費者教育を行う場合の課題などを、この審議会の場で御助

言いただきましたらと思います。よろしくお願いいたします。

○上野委員

授業の内容を変えていくというのは、技術・家庭科の家庭分野の学習指導要領は、内容が変わっており、告知もされましたので、これから変わっていきます。しかし、何が問題かといいますと、やはり「教員」です。専任の教員の数が足りないということが一番の問題です。専任の教員にならないと、きちんとした研修を受けることができません。技術・家庭科の中に「情報」があります。特にインターネットに関するいろいろなトラブルが子どもたちの中にも出ておりますので、きちんと技術・家庭科の教員の確保をお願いしたいと思います。

○事務局（県民生活課長）

課題として受け止めさせていただきたいと思います。教育委員会に、こういった御意見が出たことをお伝えしていきたいと思います。

○議長（柳原会長）

ありがとうございます。

その他、御意見等ありませんでしょうか。

大変たくさんの御意見がいただけたようなので、これから委員の皆様にお諮りしたいと思います。

先ほど、事務局から審議計画案の説明がありましたが、知事から諮問されました審議テーマ「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」を、愛知県消費生活審議会規則第7条により専門部会で御審議いただくこととしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○議長（柳原会長）

ありがとうございます。

それでは、御承認をいただきましたので、この審議テーマにつきまして専門部会で御審議をお願いすることといたします。

(3) 専門部会の設置

○議長（柳原会長）

さて、次の議題でございますが、専門部会の設置でございます。

愛知県消費生活審議会規則第6条及び第7条によりますと、専門部会長及び所属委員につきましては、会長が指名することとなっております。

私といたしましては、審議テーマについてしっかり御審議していただけるよう、まず、専門部会長として、会長代理の杉島委員を指名させていただきます。

次に専門部会の委員につきましては、犬塚委員、磯貝委員、上野委員、嶋田委員、平野委員、真山委員を指名させていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひします。

また、審議会委員以外で専門部会に所属していただく専門委員につきましては、後日、知事から委嘱される予定となっております。

事務局は、専門部会の所属委員の名簿を後ほど配布してください。

なお、本日欠席をされました委員には、事務局から御連絡をお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

承知しました。

4 報告

直近における消費生活相談の概要及び消費者教育の実施状況

○議長（柳原会長）

続きまして、報告に移りたいと思います。

「直近における消費生活相談の概要及び消費者教育の実施状況」につきまして、御報告をお願いします。

○事務局（奥村主幹）

（資料2に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問がございましたら、お願いします。

○小川委員

年代別の状況で、29年度と30年度を比べて、40代以下が減少しているのは、ここ1年ではなくずっと続いている状況ですか。

○事務局（奥村主幹）

そうですね。数年、このような傾向です。資料2、2ページの図3を見ていただきたいのですが、商品別にどういった相談が多いかという棒グラフがございます。これの2番目に「デジタルコンテンツ」があるかと思いますが、これがかなり減ってきています。このような形で、未成年をはじめ40代くらいまでの方の相談の中でデジタルコンテンツに関する相談がかなり減ってきているということです。デジタルコンテンツというのは、アダルト情報サイトをワンクリックしてしまい不当請求を受けるというようなものが多いのですが、こういったものは「無視すればいい」という注意喚起が浸透したからだと思います。

○議長（柳原会長）

よろしいでしょうか。

続きまして、資料3について、御説明をお願いします。

○事務局（奥村主幹）

（資料3に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ありがとうございます。ただ今の資料3、もしくは先ほどの資料2につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。

○嶋田委員

古知野高校の嶋田でございます。

杉浦委員からも、高校での消費者教育の充実をとという御意見をいただきました。

高校の現在の状況を御報告させていただきます。

現場では、消費者教育をしっかりとやっていかなければならないという機運が高まっております。消費者庁で作成された「社会への扉」という教材については、現在、教育委員会で来年度の必要部数を取りまとめております。1年生で家庭科を学ぶ学校もありますので、そういう学校につきましては、今年度、直接県民生活課さんの方に注文するよということ、とにかく3年間のうちに必ずきちっと押さえるという指示が教育委員会からありました。

また、全国の校長会が2学期にあるのですが、その講演の中で、弁護士の方から成年年齢引下げに伴い、消費者教育をしっかりとやっていかなければならないというお話があったようで、それが全国の校長会でも報告がありました。

また、全国の家庭科校長会でも、文部科学省の調査官から新学習指導要領の詳細な説明があるのですが、その中で、家庭科は2022年から新しい学習指導要領でやっていきますが、1年前倒しをするよということ、指示がありました。

いまでも、かなり意識をして消費者教育をやっているのですが、「社会への扉」というのは教科書に載っていない、より実践的な内容となっているので、これを活用して早めにやっていくよということがあります。

特に、校長は、「絶対にやらなきゃいけない」という認識でありますので、かなり意識が高まっているところであります。

真山委員から義務教育のことがあったのですが、そのとおりだと思っていて、資料3(1)の若年消費者教育研究会にわたくしも出席させていただいておりますが、その中に義務教育課長さんもいらっしゃいますし、義務教育代表の方も、お一人いらっしゃると思っていますので、今まで高校での指定校であるとか、教材の開発も一緒に考えてきたのですが、小中学校で使えるものであるかどうかといったことを、より意識して議論していただけるとよいかと思います。よろしくお願ひします。

○事務局（県民生活課長）

御意見ありがとうございます。

やはり消費者教育は、我々だけで進めることはできませんので、学校の御理解を引き続きいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本委員

事業者の立場で申し上げますと、教育も啓発も、「悪徳商法から騙されるな教育」になっている感じにも受け止められるので、正しい情報や良い情報を、例えばエシカルの商品というのはどういうものなのか、SDGsの取組とは一体どういうことなのか、あるいは商品の表示の見方など、前向きな教育も併せてやっていただきたいと思います。「消費が恐ろしいもの」ということにならないように、良いものをちゃんと見分けられるようになろう、という教育をぜひお願いしたいです。

○上野委員

金城学院大学の上野と申します。

わたくしは高校の家庭科の教科書に携わらせていただいております、いま嶋田先生から高校で力を入れているというお話を聞いて、心強く思っていたところです。

山本委員から御指摘いただいた内容は、すでに教科書に盛り込んでありますし、今、新学習指導要領に向けて新しい教科書を作っているところなのですが、そこでも引き続き盛り込む予定です。エシカルの商品がどういうものなのかといったことは、現在学校現場で使われている教科書にも載っておりますし、SDGsのことも載っておりますので、それが子どもたちにきちんと浸透していくかどうかというのが、私たちの課題なのかな、と思っております。

○事務局（県民生活課長）

御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます、ネガティブな話というのは受け入れにくいと思います。消費者教育は、従来、消費者保護の観点に重点を置いていたのですが、最近では消費者が社会に与える影響、先ほども300兆円という金額を消費に使っているということで、よりよい消費が、社会や環境にとってより良い方向に導いていくということも言われておりますので、「この消費が社会にどのような影響を与えるのか」といったようなことを自分で考えられるポジティブな教育も、学校現場と連携しながら進めていきたいと考えております。

○荒尾委員

弁護士の荒尾と申します。

先ほどから、中学生、高校生の話が出ておりますが、現在の社会で一番消費者トラブルが多いのは大学1、2年生です。

つまり、受験勉強から解放され、親からも半分独立して、SNS、携帯もスマホも全部使いこなします。そういう人たちが、先ほど出たネットワークビジネスとか、詐欺サイトの被害にいっぱい遭っております。

若年層の消費者教育はもちろん重要ですが、大学1、2年生の消費者被害の実態というものを把握されると、何年か先には、今の大学生の消費者被害が高校生に降りてくるといことになりますので、是非そういった実態調査もお願いしたいと思います。また、大学初年度での消費者教育も重要なのではと思います。

○事務局（奥村主幹）

御意見ありがとうございました。

委員の御指摘、そのとおりだと思ひまして、やはり消費者教育は年代に合わせて体系的に行うことが重要です。また、その場の特性に応じた形でやっていくことも大切だと思っております。そういったことを踏まえながら、委員の方々の御意見をお聞きして、今後の計画づくりに反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○村上委員

学校に対する若年層の意見がいろいろ出ておりましたが、家庭環境にずいぶん左右されるところが大きいのではないかと私は考えます。学校ではいろいろ教育していただいております。しかし家庭での教育が一番大切だと思ひます。今は女性活躍の時代で、お母さんたちが働いていらっしゃる。家庭の中で、子どもにあまり手を掛けないということが多いため、子どもの行動をあまり知らない親御さんたちが多いです。ですから、そういったことも考えていただけるといいかと思ひます。

○事務局（奥村主幹）

ありがとうございました。

おっしゃるとおりだと思ひます。家庭に対する施策、どういったアプローチがあるかにつきましても、皆様と一緒に考えていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮木委員

資料2で、愛知県の相談件数が減ってきて、市町村が増えてきているということは、どんどんそういう形になっていくと、愛知県の相談センターの役割をどうしていこうと考えておられますか。

○事務局（奥村主幹）

資料2の1ページの図1でございますね。

平成28年度以降、市町村のセンター化が進んでより身近なところで相談ができるということになりました。これは、国及び愛知県が進めてきた「どこに住んでいても相談ができる」という体制を整備した結果です。今後は、この流れの中で、基本的な相談は市町村でやっていただいて、ちょっと難しい相談は県へ御相談いただく。あるいは市町村にセンターができましても、まだやはり専門的な知識を身に付けて対応していくためには、技量が必要となってきますので、県では、市町村相談員さんの教育支援として、座学や、市町村窓口に出向いての巡回指導、県のセンターに来ていただいているOJT研修などを行っております。また、業務支援として、日頃の相談で分からないところは、直接県の相談員に電話で訊くことができる「ホットライン」も開設しております。

そのように、県と市町村が連携して、問題解決力の高い地域づくりを進めていく、ということでございます。

○宮木委員

先ほど、「難しい問題は県に相談する」とおっしゃったのは、消費者が「これは難しいな」と判断して県に相談するのでしょうか。

○事務局（奥村主幹）

法律上は、広域・専門的な相談は県の役割である、と位置付けられておりますが、相談される消費者の方からしてみれば、県と市町村の違いはありませんので、188に掛けていただいて、まずは身近な窓口で相談していただいて、そこでなかなか解決できないものについては、市町村の方で県と連携するという仕組みになっておりますので、どのセンターに相談いただいても、対応ができないということはありません。

○宮木委員

身近な窓口に相談して、相談員さんが県に相談したほうが良いなと判断したら、その方が県へ問い合わせをして、聞いた内容を私たちにお知らせしてくれるのでしょうか。

○事務局（奥村主幹）

いろいろなパターンが考えられますが、直接、県の方に繋げていただいて、あとは県とやり取りする、というようなこともあるかと思います。

○宮木委員

わかりました。ありがとうございます。

○犬塚委員

消費者教育に戻るのですが、高校生を対象に「社会への扉」を使った教育をやっていくというのは本当に素晴らしいことで期待しておりますが、義務教育でやる、ということも重要であると考えます。

1回だけではなかなか理解は難しいと思いますので、小学校、中学校と義務教育でも取り組む時間が増えれば良いなと期待しておりますので、御検討お願いいたします。

○吉田委員

消費者教育の担い手の開拓というところで、大学の先生方にお伺いしたいです。

担い手の育成ということ言えば、先ほど上野先生がおっしゃったように家庭科の先生の数が少ないということ。主要科目であるかどうかということも関係してくるかと思いますが、これだけ生活に密着して、ある意味大きく人生に関わってくるような場面に子供たちが立たされることになりますので、そのところは重要視して、県が担い手の育成や学校での消費者教育を推進しているわけですが、大学の中で、今後家庭科の先生になられる方たちへ向けての教育の中で、消費者教育に精通した人を育てるというプログラムは、すでに行われているのでしょうか。

○上野委員

家庭科の教員になるにあたっては、もちろん消費者教育のことだけではないので、全ての内容に専門の教員が教育に当たっている現状でありますので、もちろん消費者教育に関しては、その専門の大学教員が当たって指導をしております。また、消費者教育をどうやって教えるかといった指導方法についても、私が担当させて頂いておりますが、このような指導方法が良いのではとか、どのように教えたらいいか学生同士でディスカッションさせたり、実際に模擬授業をやってみたりもします。そして、学校現場に教育実習にも行かせてもらって、力を養うということをしております。

○吉田委員

ありがとうございます。

大学でそうやって学んできた方を、率先して先生として配置していただくようなことも、これから必要になってくるのではないかなと、皆さんのお話を聞いて感じております。例えば英語教育が入り始めたとき、大変失礼な話ですが、学校の先生の方が、塾の先生よりも、発音とか話すことが優れていらっしやらない場合に、どこまで教育できるのか、という問題がありました。

それと同じように、消費者問題も多岐に渡るので、全てをとすることは難しいかもしれませんが、スペシャリストが養成されるのであれば、そういった方に、率先して教育現場で働いてもらうということが必要になってくることもあるかなと、少し思いました。

小学校の先生に研修していただいてもよいかと思いますし、一番最初は「契約とは何か」ということから始まると思いますが、例えば「ピザを注文した時にどこが契約になるか」と訊くと、「お金を払ったとき」と答える親御さんが多いですが、本当は「電話をしたとき」で、こういう機会に子どもたちがどんどん接するようになれば、家庭の中での意識も芽生えるでしょうし、先生方からこういう話が発せられれば、子どもたちに浸透していくと思います。

是非、これから勉強される方々にも頑張っていただけたらと思うので、またそういう方に門戸を開いていただいたら、と思うのでどうぞよろしくお願いします。

○嶋田委員

教員採用は、県の教育委員会の教職員課が所管ですので難しいところなのですが、今の現状をお伝えしますと、契約の話などは、家庭科教員も教科書で触れますが、詳

しいことは、消費生活相談員の方に外部講師として来ていただいて、体育館などで学年や全校に向けて話していただいております。ロールプレイングとかいろいろ工夫してやっけていただいているところです。

担い手育成の件ですが、もちろん大学で食物とか被服とかが専門の方もいらっしゃるし、消費経済や家庭生活が専門の方もいらっしゃいますので、専門学科で複数の家庭科教員がいる場合は、消費者教育を専門に扱う方が中心となってやっております。

しかし、基本的に普通科というのは、家庭科教員の専任が一人いるかいないか、という状況です。それは何故かという、3年間で家庭科は2単位なんです。6クラス規模の学校だと、2単位×6クラスで、一週間に12時間しか授業が持てないのです。それで、専任教員というのは、最低16時間持つ必要があるため、家庭科教員は非常勤講師になってしまうわけです。非常勤講師には、出張を命ずることができませんので、研修を受ける機会がやはり少ないのです。そういう学校は、だいたい社会・公民でも消費者教育を扱いますので、この「社会への扉」の教材も、公民できちっと押さえましょう、という学校もあります。これは、校内で話し合っ、最終的に校長判断になるのですが。

ですので、家庭科だけではなく、社会・公民でも、小学校からきちっと押さえておくことが必要だと感じております。

ただ、教員養成はとても重要ですので、ひょっとして今後、国の方で消費者教育のスペシャリストが育成されれば、それは非常に心強いと思っております。

○上野委員

現状をお話いただき、ありがとうございます。

嶋田委員に少しお願いがあるのですが、家庭科2単位の学校が多くなっているのかなと思うのですが、家庭科を4単位、つまり2年間で学ぶこともできます。それで、4単位の家庭科を選択していただける高校が、近年減ってきているように思うのですが、公民という選択肢もありますが、実際に「買える」ところまでを想定して教育ができるのは家庭科だと思います。食の分野においても、衣の分野においても、皆さん、買って食べて、買って服を着ているわけですので、食でも衣でも、それに関わって消費というものがあるということをお教えられるのは、やはり公民ではなく、家庭科です。ですので、2単位の家庭科ではなく、4単位の家庭科を選択する高校を増やしていただけるよう願います次第です。

○嶋田委員

かつては、4単位やっておりました。何故いま2単位になったかといいますと、総合的な学習の時間というのが3時間、現行の学習指導要領で10年前に入ってきました、3単位を普通科で入れると、その代わり2単位家庭科を無くすという学校が現状かなり増えたのです。一部、まだ4単位やっておりますが、なかなか難しいので、いま私たち校長が進めているのは、総合的な学習の時間は教科横断的な学習ですので、家庭科・公民・数学等の全部を統合した生活に関わるようなことを総合的な学習の時間、次期学習指導要領では、調べ学習を強化するというので、「総合的な探求の時間」という3単位になりますので、そういうところで何とか連携していこうと思います。

可能であれば、2単位から4単位に戻していただくことも、働き掛けていきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございます。

○事務局（県民生活課長）

ありがとうございました。

皆様にいただいた御意見は、今後専門部会で、より詳細に御議論いただいて、また皆様の方にお返しするという形にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柳原会長）

それでは、大変たくさんのお意見をいただきましたので、これで終わらせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。

ここで、先ほどの専門部会の所属委員の名簿について、配布させていただきます。

（事務局職員 専門部会所属委員名簿配布）

これもちまして、平成 30 年度第 2 回愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

平成 30 年度第 2 回 愛知県消費生活審議会次第

日 時 平成 30 年 11 月 12 日 (月)
午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
場 所 愛知県議会議事堂 1 階 ラウンジ

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 諮問

「次期愛知県消費者行政推進計画のあり方について」

(2) 審議計画

(3) 専門部会の設置

4 報 告

直近における消費生活相談の概要及び消費者教育の実施状況

5 閉 会

平成 30 年度第 2 回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 委員名簿

【資料 1】 審議計画（案）

（参考 1） 次期愛知県消費者行政推進計画の策定について

（参考 2） 第二次愛知県消費者行政推進計画（あいち消費者安心プラン 2019）
の実施状況

（参考 3） あいち消費者安心プラン 2019 数値目標等の達成状況

（参考 4） 消費者を取り巻く環境の変化と課題について

（参考 5） 次期愛知県消費者行政推進計画策定スケジュール

【資料 2】 愛知県の消費生活相談の概要について

【資料 3】 平成 30 年度上半期における消費者教育・啓発実施状況について

【参考資料】

- ・ あいち消費者安心プラン 2019 冊子、リーフレット（第 1 回審議会で配布）
- ・ あいち暮らしっく No.131（平成 30 年 8 月発行）
- ・ あいち暮らしっく No.132（平成 30 年 10 月発行）